

華誠の法務ニュースレター

2017年8月 第四期

ハイライト

華誠の動向

- 華誠がIAMグローバル特許1000「中国の特許訴訟と許諾分野の最上級法律事務所」に仲間入り
- 華誠所は中国法サロンの「企業経営の過程における刑事リスク」の開催に成功

訴訟レポート

- 工業情報化部が電信業務経営許可管理弁法を修正公布
- 「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン」今年中に公布する見込み

コンプライアンス管理

- 最高人民法院、職業偽物ハンターによる営利的偽物取締に少しずつ制限を

独占と競争

- 最高人民法院、デジタルテレビが番組費用をセットにするのは独占禁止の抱き合わせ販売行為に属する

中国娯楽法

- ネット視聴番組審査通則が公示、審査が先で配信が後を堅持

知財訴訟

- 最高人民法院: 知的財産権侵害事件は過半数が取り下げ

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は250名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの栄誉を獲得しました。

華誠法律事務所の紹介

華誠法律事務所は、1995年に設立された中国で最も早く誕生したパートナーシップ渉外法律事務所の一つです。本部を上海に置き、北京、無錫、杭州、ハルビン、香港などに支所及びオフィスを有し、国内外の各大都市に提携事務所があります。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の渉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers & Parters、Legal500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀法律事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市渉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠知識産権代理有限公司は本部を上海に置き、北京に支社を設けております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所：

郵便番号：200031

上海市徐匯区長樂路989号 世紀商貿広場26階

電話：(86-21) 5292-1111; (86-21) 6350-0777

ファックス：(86-21)5292-1001; (86-21) 6272-6366

E-mail:

mail@watson-band.com.cn

mailip@watson-band.com.cn

Webサイト:

www.watson-band.com.cn

北京事務所：

郵便番号：100027

北京市東城区朝陽門北大街8号 富華ビルDブロック5C

電話：(86-10) 66256025

ファックス:

(86-10) 6445-2797

E-mail:

beijing@watson-band.com.cn

mailip@watson-band.com.cn

香港事務所：

香港中環荷李活道32号 建業榮基センター2004号室

ハルビン事務所：

郵便番号：150010

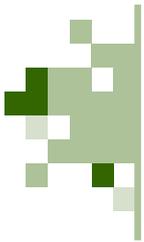
ハルビン市道里区西八道街37号 馬迪ルビル18階A2室

電話:

(86-451) 8457-3032

ファックス:

(86-451) 8457-3032



華誠の動向

- 華誠がIAMグローバル特許1000「中国の特許訴訟と許諾分野の最上級法律事務所」に仲間入り 6
- 華誠は第13回中国国際アニメ・漫画ゲーム博覧会に出展 6
- 華誠が「2015～2016年度上海市守合同重信用企業」の評価を受ける 7
- 華誠所は中国法サロンの「企業経営の過程における刑事リスク」の開催に成功 7

訴訟レポート

- 国家知識財産権局が「特許優先審査管理弁法」を公布 8
- 工業情報化部が電信業務経営許可管理弁法を修正公布 8
- 「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン」今年中に公布する見込み 8



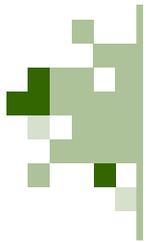
読者の皆様:

華誠法律事務所へご関心をお持ち頂き、ありがとうございます。弊所は2017年前半に様々な項目で注目すべき成績を収めました。同僚の二人がパートナーに昇格し、また、弊所は法律人材養成のために上海外国語大学法学院と合作基地を設立しました。娯楽法分野では、弊所は抜きん出た商標と特許業務でALB法律ランキングでトップクラスの知的財産事務所に入選いたしました。それに、弊所は日本商標協会の中国での法律顧問に招聘されました。華誠法律事務所パートナー黄剣国が代理する上海メディアグループVS博日

気動の特許侵害案件は2016年上海知識財産法院の代表的案件に入選され、劉一舟が代理するユニクロ商標案件が高級人民法院、北京法院と上海法院の代表案件に当選しました。

国内の法律改正については、インターネット安全法とそれに関連する法規が明らかに企業情報管理に普遍的な影響をもたらす見込みです。これについては次期のニュースレターで詳しく分析いたします。

MuLe Li パートナー CMO
m.le.li@watson-band.com.cn



目次

コンプライアンス管理

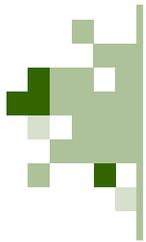
最高人民法院、職業偽物ハンターによる営利的偽物取締に少しずつ制限を	9
国家発展改革委員会が産業協会価格行為指南を公布	9
国務院:企業名称事前批准を取り消し 企業に関わる証書の登録と届出の各種情報を営業許可証に整合	9

独占と競争

最高人民法院、デジタルテレビが番組費用をセットにするのは独占禁止の抱き合わせ販売行為に属する	10
製紙企業17社が価格カルテルで778万元の罰金	10
初の電気直接供給価格独占協議事件が法により摘発	10
初の行政独占に対する訴訟事件が終審、初めて専門家の証人出廷を導入	10

中国娯楽法

ネット視聴番組審査通則が公示、審査が先で配信が後を堅持	11
中央網信弁が『国家ネットワーク安全事件応急事前案』を公示	11
「ニュース搬送工」の今日頭条がニュースを勝手に転載し他人の情報ネットワーク伝播権を侵害、テンセントが今日頭条を訴え勝訴、27万元の賠償金を獲得	11



目次

知財訴訟

「杭州インターネット裁判所」が設立	12
音楽噴水の噴射の演出効果は著作権法の保護範囲に入っている	12
最高人民法院:知的財産権侵害事件は過半数が取り下げ	12

紛争解決

タオバオが模倣品販売業者に勝訴し賠償金12万元を獲得、「初の事件」が放つシグナルは？	12
最高人民法院が訴訟における財産保全の申立による損害責任紛争の管轄を明確化	13

法的声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

華誠の動向

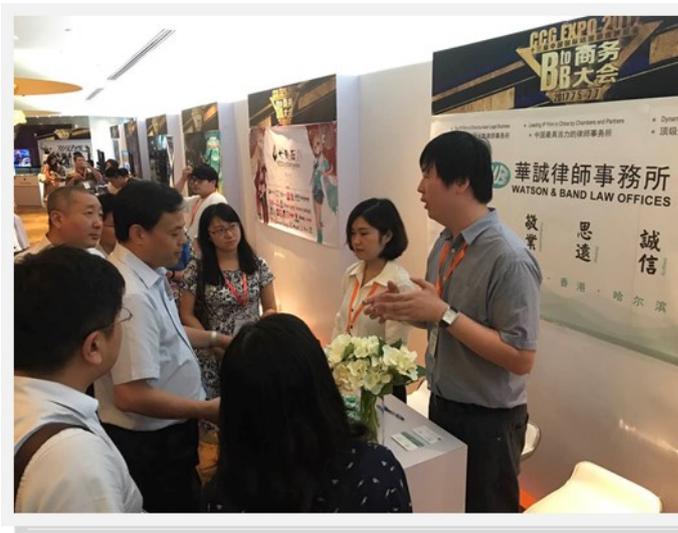
華誠がIAMグローバル特許1000「中国の特許訴訟と許諾分野の最上級法律事務所」に仲間入り

『IAM グローバル特許1000(IAM PATENT 1000)』の選考結果が発表され、華誠法律事務所が「中国の特許訴訟と許諾分野の最上級法律事務所」に再度選ばれた。

特許分野における世界最高の刊行物として、『IAM Patent 1000』は、世界中の主な司法管轄エリア内の特許分野でのエキスパート及び特許事務所のために専門的にユニークなガイドを提供しており、世界の知的財産分野で唯一特許出願、特許訴訟業務等方面の一流事業者リスト及びランキングを作成しているワンストップサービスを提供するガイドライン的刊行物である。



華誠は第13回中国国際アニメ・漫画ゲーム博覧会に出展



第13回中国国際アニメ・漫画ゲーム博覧会(以下、「CCG EXPO」という)は2017年7月6日に上海世博展覽館で盛大に開催された。華誠は今回のCCG EXPO商務エリアに出展し、著作権導入、映画・テレビ投資・配給、IPドラマの翻案、ブランド利用許諾、訴訟による権利行使などのパートナーを探し、アニメ・漫画ゲーム業の従業者と現場でコミュニケーション及び交流を行った。

華誠はアニメ・漫画ゲーム業界で卓越した業績がある。華誠が代理した

「ブリザード・エンターテイメント社の『ハースストーン』と『卧龍伝説』の不正競争による紛争事件」は中国国内の山寨(模倣)ゲームの剽窃という潮流に打撃を与え、良好な市場の雰囲気醸成に大きな影響を与え、「2014年上海知的財産権典型的10大事件」に選出された。華誠が代理した「『六大流派』の著作権侵害及び不正競争事件」も「2015年上海市法院知的財産権司法保護十大事件」に選出された。



華誠の動向

華誠が「2015～2016年度上海市守合同重信用企業」の評価を受ける

このほど、上海市合同信用促進会は華誠法律事務所に「2015～2016年度上海市守合同重信用企業（契約を遵守し、信用を重んじる企業）」の称号を与えた。また同時に、上海市契約信用促進会の「上海市企業契約信用評価とランク認定弁法（試行）」の規定に基づき、上海市浦東新区契約信用促進会の審査を経て、華誠法律事務所は契約信用ランクAAA級企業と評定された。

浦東新区契約信用促進会は2003年に上海市工商行政管理局と工商浦東新区支局の通知の精神に基づいて設立され、現在の会員企業数は500社を超えている。

1995年の設立以来、華誠は“誠実と信用、深慮、勤勉、進取”という経営理念に厳格に従い、所内の弁護士に確固たる専門知識と能力だけでなく、誠実に信用を遵守するという実務上の素質も持つよう要求している。二十年以上にわたり、華誠はクライアントの利益を第一に考えながら、知的財産権、文化娯楽産業、企業の運営管理などの業務分野で優れた業績を収めており、様々な業界のクライアントから高評価を受け、認められている。



華誠所は中国法サロンの「企業経営の過程における刑事リスク」の開催に成功



2017年7月21日、華誠法律事務所は中国法サロンの「企業経営の過程における刑事リスク」の開催に成功した。今回の講座は華誠のパートナーの蔣力飛弁護士が講師を担当した。今回の講座では、蔣弁護士は企業経営の刑事リスクの視点から、典型的な事件の分析を通して、相応のリスクについて対応策と解決案を提供し、企業経営の危機を解消し、企業の健全で長期的な発展を保証する。今回の講座の一番の見所は、蔣力飛弁護士が実務事例と法律条文を結びつけ、現在企業が直面している普遍的な経営管理の問題をめぐって生き生きと講座を展開したことで、また、企業の管理者が自身の権益を保護する方式を把握できるように、具体的な角度から出発した。講座は二時間半にわたり、蔣弁護士は講座の間中積極的に参加者とやり取りをし、現場を盛り上

げた。

次期の講座:

テーマ:

日用消費財と小売に関するワークショップ

日時: 2017年8月25日午後1:30

場所: 華誠法律事務所

講座の申し込み

馮 蕾

マーケティングマネージャ

lei.feng@watsonband.com

Tel: (86-21) 5292-1111 * 121

訴訟レポート

国家知識財産権局が「特許優先審査管理弁法」を公布

先ごろ、国家知識財産権局は「特許優先審査管理弁法」を公布した。8月1日から施行する。「弁法」は「実体審査段階の発明特許出願」、「実用新案と意匠特許出願」など四種類の特許出願または事件の優先審査に適用する。「インターネット、ビッグデータ、クラウドコンピューティングなどの分野に係わり、かつ技術または製品の更新速度が速い」などの6種類の情状のうちの一つに属する特許出願または特許復審審査の案件がある場合、優先審査を求めることができ、また、「無効審判請求事件に係わる特許が国家の利益または公共の利益に重大な意義を有する」などの2種類の情状のうちの一つに属する無効審判請求事件がある場合にも、優先審査を求めることができる。「弁法」によると、国家知識財産権局が優先審査を行うことに同意した場合、同意した日から起算して「弁法」で規定された期限内に事件を結審すべきで、そのうち、発明特許の出願は45日以内に一次審査意見通知書を出し、1年以内に結審しなければならない。

(『国家知識財産権局』より)

工業情報化部が電信業務経営許可管理弁法を修正公布

このほど、工業情報化部は「電信業務経営許可管理弁法」を公布した。9月1日から施行する。「弁法」は合わせて9章53条からなり、主に電信業務経営許可証の申請、審査許可、使用、変更、監督検査、及び法律責任などの内容を規定している。「弁法」は、基礎電信と地区をまたがる増値電信業務経営許可証届出管理、経営許可申請時の財務会計報告と資本評価報告などの提出要求、経営許可申請時の企業名称事前承認通知書の提出要求を取り消し、電信業務経営許可証を工商変更登録の前置プロセスとするという規定を削除した。「弁法」は電信業務総合管理情報プラットフォームの構築、信用管理制度、情報年報と公示制度、信用喪失リストと懲戒制度などを明確に規定している。

(『工業情報化部』より)

「知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドライン」今年中に公布する見込み

国务院知識財産権戦略実施工作部際聯席會議弁公室は最近、「2017年国家知的財産権戦略の実施強化及び知的財産権強国建設の加速に関する推進計画」を発表し、今年内に知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインと知的財産権の分野における独占行為の判定基準を打ち出すことを明らかにした。この計画を見ると、第4回特許法改正及び「特許代理条例」の立法プロセスの積極的推進、第3回著作権法改正の推進、「植物新品種保護条例」改訂の積極的推進、「国防特許条例」改正の推進、「オリンピック標識保護条例」の改訂への参与、「知的財産権及び競争に係る紛争の行為保全案件の審理における法律適用についての若干問題に関する解釈」の公布などを含む多くの立法任務が年内に完成する見込みであることがわかる。

(『法制日報』より)

コンプライアンス管理

最高人民法院、職業偽物ハンターによる営利的偽物取締に少しずつ制限を

先頃、最高人民法院弁公庁は「十二期全国人民大会第五回会議第5990号提議に対する回答意見」を公表し、陽国秀などの代表が出した職業偽物ハンターへの指導と規範化についての提議に対する回答意見を出した。回答意見によると、普通の消費商品の分野では、消費者が懲戒的な賠償を獲得する前提は経営者による詐欺行為である。偽物だと分かっているながら偽物を購入する人については、主観的に詐欺にあったという状況が存在しない。現在の消費の権利保護の司法実務では、偽物だと分かっているながら偽物を購入する行為が商業化される傾向にあり、その動機は市場を浄化するためではなく、懲戒的な賠償を利用して自身が利益を獲得する、または機会を借りて商家を恐喝するためである。上記の行為は信義誠実の原則に違反しており、最高人民法院はこういう悪で悪を制裁するという整備モデルを支持しない。

(『最高人民法院』より)

国家発展改革委員会が産業協会価格行為指南を公布

最近、国家発展改革委員会は「産業協会価格行為指南」を公布した(以下、「指南」と記す)。「指南」は合計13条あり、主に産業協会が従事する「商品の販売、課金サービスを提供する行為」などの4種類の価格行為のガイドに用いられる。

「指南」は産業協会の業界での自律の実施、業界情報の公表、業界活動の組織などの過程における価格行為を整理し、法的リスクの大きさ別に項目に分けて各項の行為を列挙した。「指南」によると、産業協会が関連の価格行為に従事するのは、明らかに競争を排除、制限する効果があり、法的リスクが極めて高い。

(『国家発展改革委員会』より)

国務院：企業名称事前批准を取り消し 企業に関わる証書の登録と届出の各種情報を営業許可証に整合

国務院総理の李克強は7月12日に国務院常務会議を主催して開いた。会議では次のことが確定された。企業に関わる証書の登録と届出の各種類情報を営業許可証に整合し、全国統一の電子営業許可証管理システムを構築し、内外資企業に対する一つの窓口での登録と制限時間内での処理完了の実施を推し進める。企業名称事前批准を取り消し、自主的届出を普及させる。全面的に企業簡易抹消登記改革を実施する。

(『国務院』より)

独占と競争

最高人民法院、デジタルテレビが番組費用をセットにするのは独占禁止の抱き合わせ販売行為に属する

最近公表された「最高人民法院知的財産権事件年度報告(2016)」の指摘によると、経営者が市場での支配的地位を利用し、デジタルテレビの基本的な視聴維持費とデジタルテレビの番組の有料費用をセットにして消費者から徴収するのは消費者の消費選択権を侵害することで、ほかのサービス提供者がデジタルテレビサービス市場に進出するのに有利でない。経営者に二つのサービスの費用を別々に徴収するという例外の状況が存在しても、独占禁止法によって禁じられた抱き合わせ販売行為を行ったことも否定できない。知る限りでは、現在のところ、独占事件の件数は増えてきているが、当事者の訴訟能力はまだ更なる蓄積と上昇を必要とする。不正競争事件における営業秘密紛争が占める割合が比較的大きく、争点は関連情報の秘密性及び秘密保持の措置を取っているかどうかなどの権利基礎証明に関する法律問題に多く集中している。

(『法制網』より)

初の電気直接供給価格独占協議事件が法により摘発

最近、国家発展改革委員会は山西省発展改革委員会への指導を行い、山西省電力産業協会が23社の火電企業を組織し、電気の直接供給価格についての独占協議に合意して実施した事件について、処理の決定を下し、法によって7,338万円の罰金を課した。山西省電力産業協会が23社の火電企業を組織して、独占協議を通して電気の直接供給の取引価格をコントロールする行為は、「反独占法」の規定に違反しており、国家電力改革に背いて競争を呼び込み、大型工業ユーザーが発電企業から直接電気を購入することを奨励し、下流の実体企業の電気使用の負担を増やし、消費者の利益を損ねた。

(『国家発展委員会』より)

製紙企業17社が価格カルテルで778万円の罰金

先頃、国家発展改革委員会は浙江省物価局を指導し、杭州市富陽区製紙協会が17社の製紙企業を組織してホワイトボード用ロール紙の価格カルテルを実施した事件について処理の決定を下した。法に基づき、富陽区製紙協会の登録を取り消し、17社の企業に対して778万円の罰金を科し、違法な値上げを厳しく取り締まり、市場の公平競争を維持する。該当する17社の企業はホワイトボード用ロール紙を製造、販売する独立した市場主体として競争関係にある経営者に属し、産業協会による組織のもとで会議を開き、ホワイトボード用ロール紙を値上げする独占協議を締結して実施し、「独占禁止法」第13条第1項の規定に違反した。富陽区製紙協会と当該企業の上記行為はホワイトボード用ロール紙市場の競争を排除、制限し、ホワイトボード用ロール紙の値上げを違法に推し進め、印刷、包装などの下流企業の負担を増やし、消費者の利益を損なった。

(『国家発展と改革委員会』より)

初の行政独占に対する訴訟事件が終審、初めて専門家の証人出廷を導入

ずっと業界から高い関心を集めてきた、Thsware社が行政独占の疑いにより広東省教育庁を提訴した事件がこのほど二審を終えた。広東省高級人民法院は当該事件に判決を下し、省教育庁が「工程費用基本技能」省級コンテストにおいて、広聯達ソフトウェア社のソフトウェアを唯一のコンテスト用ソフトウェアと指定した行為は、行政権利の濫用に属し、競争を排除、制限する効果を生み、反独占法の規定に違反する。よって、省教育庁と広聯達のあらゆる上訴請求を棄却し、一審判決を維持する。この3年以上にわたった、反独占法が公布され、実施が始まって以来初めての行政独占訴訟事件は、民間が勝って官僚が負けたということで決着した。また、当該事件は初めて行政独占訴訟における専門家証人の出廷を導入した。

(『律商網』より)

中国娯楽法

ネット視聴番組審査通則が公示、審査が先で配信が後を堅持

先日、中国ネットワーク視聴節目服務協会(中国ネットワーク視聴番組サービス協会)が『ネットワーク視聴節目内容審査通則(インターネット視聴番組の内容審査通則)』を公示した。同『通則』は、インターネット視聴番組サービスの関連組織がインターネット視聴番組の内容審査において、審査してから配信する、及び審査を確実にを行うという原則を堅持することを示している。同『通則』によると、関連組織は配信前の内容審査制度、審査意見保管制度及び作業プロセスを確立させ、業務の発展に応じて相応の審査員及び相応審査施設を配備している。審査員は客観的かつ公正に書面による番組審査意見書を提出し、修正の必要のある問題、配信に同意するか否かを明確にし、かつ理由を説明しなければならない。

(出所 中国ネットワーク視聴節目服務協会)

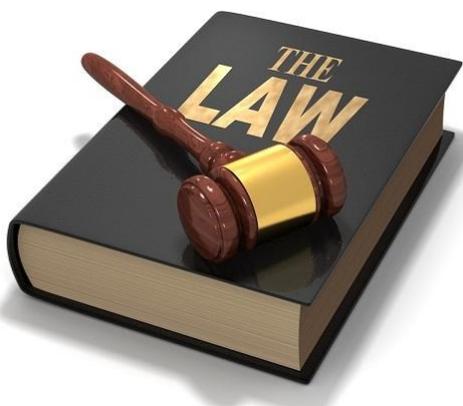
上海国際映画祭、上海国際芸術祭、アメリカ映画協会、上海メディアグループの法律サービス提供者として、華誠は中国文化と娯楽分野で豊富且つ深い経験を持ちます。中国で文化または演出に関する法律面での質問などがございましたら、どうぞご連絡下さい。

中央網信弁が『国家ネットワーク安全事件応急事前案』を公示

6月27日午後、中国共産党中央ネット安全・情報化指導小組弁公室(中央网络安全和信息化領導小組弁公室、以下、「中央網信弁」という)は『国家ネットワーク安全事件応急事前案』の公示に関する通知を発表した。同事前案は公示日より施行する。『事前案』は次のことを明確にした。ネットワーク安全事件は、特別に重大なネットワーク安全事件、重大なネットワーク安全事件、比較的大きなネットワーク安全事件、一般的なネットワーク安全事件に分けられている。ネットワーク安全事件の事前警戒クラスは、高級から低級までそれぞれ赤、オレンジ、黄、青で表示し、それぞれが、発生した又は発生する可能性のある、特別に重大、重大、比較的大きい、一般的なネットワーク安全事件に対応している。特別に重大なネットワーク安全事件の場合には、即座にⅠ級応急策を適用して、指揮部を設置し、応急処置作業に対する統一の指導、指揮、調整の職責を履行するものとする。応急部門は24時間当番とする。

(出所 中国網信網)

「ニュース搬送工」の今日頭条がニュースを勝手に転載し他人の情報ネットワーク伝播権を侵害、テンセントが今日頭条を訴え勝訴、27万元の賠償金を獲得



先頃、海淀区人民法院は、深圳市騰訊計算機系統有限公司(以下、「テンセント」という)が情報ネットワーク伝播権の侵害を理由に、今日頭条の経営者を裁判所に提訴した一連の事件について一審判決を下した。テンセントによると、同社は287篇のスポーツ、エンターテインメントなどの報道や文章の情報ネットワーク伝播権を同社単独で保有しているが、当該会社は許可なしに、当該会社の経営している今日頭条のウェブサイトまたは今日頭条の携帯アプリで事件に係わる文章を提供した。裁判所は審理を経て以下のように判断した。今日頭条は抗弁において相応の証拠を提出しなかったため、その行為は侵害に該当すると認定し、今日頭条は事件ごとに810元から1,980元までと異なった賠償金額で、287件の事件について合わせて27万余元を経済的

損失及び合理的支出への賠償として支払うという判決を下した。

(『中国新聞出版広電報』より)

「杭州インターネット裁判所」が設立

6月26日、中央全面深化改革リーダーグループは第36回会議で「杭州インターネット裁判所の設立についての方案」を審議して可決した。杭州インターネット裁判所の設立は、司法がインターネットの主な発展傾向に自主的に適応する重大な制度的イノベーションである。浙江省高級人民法院による「杭州鐵路運輸法院による杭州地区の一部のインターネットに係わる事件の集中的管轄についての通知」(浙高法[2017]70号)に基づき、杭州鐵路運輸法院は2017年5月1日から杭州地区の以下の5種類のインターネットに係わる一審民事事件を集中的に管轄する。1.オンライン・ショッピング契約紛争、2.オンライン・ショッピング商品責任紛争、3.インターネット・サービス契約紛争、4.インターネットで調印、履行した金融貸借契約紛争及び小額貸借契約紛争、5. インターネット著作権紛争。

(出所:東方法律宝典)

音楽噴水の噴射の演出効果は著作権法の保護範囲に入っている

先日、北京市海淀区人民法院は中科水景社が北京中科恒業社、西湖管理处を噴水のデザインの剽窃で訴えた事件について一審判決を出し、両被告に対し、権利侵害を停止し、損害を賠償するよう命じる判決を下した。海淀区人民法院は次のように認定した。音楽噴水作品の保護対象は噴水が特定の音楽に合わせて形成した噴射の演出効果、美感を有する独特な視覚効果である。故に、原告が主張する噴射の演出効果は当該種類の作品の著作権保護範囲に入っている。2つの被疑侵害作品は、噴水の流れ、水の形、水柱の動く方向についての編成と、エア・ブラスト、ウォーターカーテン、照明の変化などの具体的な細部と、音楽のメロディの変化と噴水の動的な造形との間の具体的な配合と、前記の噴射効果、イメージの全体的効果などで類似性が比較的高いため、裁判所は両者が実質的類似を構成すると認定した。

(出所:海淀法院網)

最高人民法院:知的財産権侵害事件は過半数が取り下げ

7月5日、最高人民法院が発表した『司法ビッグデータ特別報告の知的財産権侵害』には、2015年から2016年までの中国全国の知的財産権侵害事件の終了方法は取り下げが主となり、50.88%を占めたと記載されている。知的財産権侵害報告書には、全国の知的財産権侵害事件の平均審理期間は105日となり、そのうち、他人の特許の冒用、発明特許権への侵害、及びコンピュータソフトウェア著作権への侵害など9種類の事件の審理期間は平均審理期間を超えており、知的財産権侵害事件の原告訴訟請求が全て支持されたのは7.93%のみであったことを指摘している。

(出所:法制日報—法制網)

紛争解決

タオバオが模倣品販売業者に勝訴し賠償金12万元を獲得、「初の事件」が放つシグナルは?

最近、上海市奉賢区人民法院はタオバオ網が業者を模倣品販売で提訴した事件についての一審判決を下し、姚被告に対し、タオバオ網に12万元を賠償するよう命じた。奉賢区人民法院とアリババグループが把握した情報はいずれも、これが全国で初めて公開して判決が下された、ECプラットフォームが模倣品販売業者を提訴した事件であることを示している。業界では、当該事件の判決はこのような違法行為に脅威を与え、社会共同治理の動員、公平競争の維持、消費環境の改善の面で積極的な役割を果たすものと認識している。

(『北大法宝』より)

紛争解決

最高人民法院が訴訟における財産保全の申立による損害責任紛争の管轄を明確化

先日、浙江省高級人民法院の仰いだ関連の指示について、最高人民法院は「訴訟における財産保全の申立による損害責任紛争の管轄についての回答」を配布し、2017年8月10日から施行した。訴訟における当事者の利便性を向上させるために、「回答」は以下のことを明確にしている。訴訟における財産保全の被申立人、利害関係者が「中華人民共和国民事訴訟法」第105条の規定によって提起した、訴訟において財産保全を申し立てたことを原因とする損害責任紛争についての訴訟は、訴訟において財産保全の裁定を下した人民法院が管轄する。「中華人民共和国民事訴訟法」第105条では、「申し立てに誤りがあった場合には、申立人は、被申立人が財産保全により受けた損害を賠償しなければならない」と規定している。

(『最高人民法院』より)

信頼できる紛争解決達人 — 華誠法律事務所

